

○国家公安委員会告示第三十九号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和元年十月十八日

国家公安委員会委員長 武田 良太

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益について

は、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地）を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものと
し、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和二年三月三十一日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対 象 者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定による許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録を受けた法人

道路交通法第八十七条第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十二条の二第一項	道路交通法第九十二条の二第一項に規定する免許証の交付又は更新を受けた者
道路交通法第九十二条の二第二項	道路交通法第九十二条の二第二項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十二条の二第三項	道路交通法第九十二条の二第三項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十六条の二	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において

						て準用する場合にあつては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者)
	道路交通法第九十七条の二第一項第一号	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者	道路交通法第九十七条の二第一項第二号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者	道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者	道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者	道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者
道路交通法第百条の二第一項第一号		準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪				

		免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百条の二第一項第二号		準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百一条の四第一項		免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第二項		免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）第二十六条の三の三第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）		大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）		大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一		普通自動二輪車免許を受けている者

号（同条第四項において準用する場合を含む。）	
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第一号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第二号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第三号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第三号	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ロ	に規定する卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者

道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ホ	普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号に

	規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号	原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号に

	規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者

道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する準中型自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第六号	道路交通法施行令第三十四条の五第六号に規定する免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる

	講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十九条の二の四	道路交通法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第九条第一号	道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定

	道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第九 条第二号	が解除された者
	道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六 十号）第十八条の二第一項	道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二 号に規定する限定が解除された者
	道路交通法施行規則第二十六条の二	特定失効者又は特定取消処分者
	技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公 安委員会規則第三号）第十七条第一項第一号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第 一号に規定する成績を得た者
	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第 二号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第 二号に規定する講習を修了した者
	運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国 家公安委員会規則第四号）第五条第一項	特定失効者
警備業法第五条第四項		警備業法第五条第二項の規定による認定証の交付

	を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第三項	国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項	やむを得ない理由により国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第三項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかつた者
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	